

[法第15条の2の3 第2項]

2025年度4月分 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿 [管理型処分場]

2025年5月29日

施設名：三隅発電所廃棄物最終処分場

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規則第12条の7の2 第8号イ]

種 類	数 量 (単 位/月)
燃え殻	2,912.46 t
汚泥	0 t
ガラスくず	83.055 t
ばいじん	3,201.284 t
混合灰 (ばいじん+燃え殻)	8,664.832 t

施設の点検及び残容量 [規則第12条の7の2 第8号ロ、ハ、ト及びリ]

	擁 壁 等	遮 水 工	浸出液処理施設	残 容 量
点検日	2025年4月25日	2025年4月25日	2025年4月25日	
異状の有無	無	無	無	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	測定値
必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容 ^{※2}				測定実績なし

水質検査の実施状況と措置 [規則第12条の7の2 第8号ニ及びホ]

	放流水		地 下 水 等 （ 周辺海域 ）		
	A-余水処理装置	B-余水処理装置	別添図面のNO. 1※ ¹	別添図面のNO. 2※ ¹	別添図面のNO. 7※ ¹
採取場所	別添図面の放流監視槽※ ¹				
採取日	2025年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
検査結果が得られた日	2025年5月21日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
水素イオン濃度	7.3	—	—	—	—
生物化学的酸素要求量	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l
化学的酸素要求量	1.6 mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l
浮遊物質質量	2 mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l
窒素含有量	<2 mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l	— mg/ l
上記以外の項目	別添表参照	別添表参照	別添表参照	別添表参照	別添表参照
異状の有無	無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた 日付とその内容※ ²	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		放流実績なし	測定実績なし	測定実績なし	測定実績なし

※1 処分場の平面図に位置を明示すること。
※2 異状が認められた場合のみ記入すること。

[法第15条の2の3 第2項]

水 質 検 査 結 果 [管 理 型 処 分 場]
(対象期間 : 2025年度4月)

水質区分		放 流 水 (Aー余水処理装置)	
採取場所の略称		放 流 監 視 槽	基準値 (1リットルにつき)
採取年月日		2025年4月1日	
測定結果が得られた日		2025年5月21日	
1	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	0.005mg 以下
3	カドミウム及びその化合物	—	0.03mg 以下
4	鉛及びその化合物	—	0.1mg 以下
5	有機燐化合物	—	1mg 以下
6	六価クロム化合物	—	0.5mg 以下
7	砒素及びその化合物	—	0.1mg 以下
8	シアン化合物	—	1mg 以下
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	0.003mg 以下
10	トリクロロエチレン	—	0.1mg 以下
11	テトラクロロエチレン	—	0.1mg 以下
12	ジクロロメタン	—	0.2mg 以下
13	四塩化炭素	—	0.02mg 以下
14	1・2ージクロロエタン	—	0.04mg 以下
15	1・1ージクロロエチレン	—	1mg 以下
16	シスー1・2ージクロロエチレン	—	0.4mg 以下
17	1・1・1ートリクロロエタン	—	3mg 以下
18	1・1・2ートリクロロエタン	—	0.06mg 以下
19	1・3ージクロロプロペン	—	0.02mg 以下
20	チウラム	—	0.06mg 以下
21	シマジン	—	0.03mg 以下
22	チオベンカルブ	—	0.2mg 以下
23	ベンゼン	—	0.1mg 以下
24	セレン及びその化合物	0.021	0.1mg 以下
25	1・4ージオキサン	—	0.5mg 以下
26	ほう素及びその化合物	—	230mg 以下
27	ふっ素及びその化合物	—	15mg 以下
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	合計量200mg 以下
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<0.5	5mg (鉱油類) 以下
			30mg (動植物油脂類) 以下
30	フェノール類含有量	—	5mg 以下
31	銅含有量	—	3mg 以下
32	亜鉛含有量	—	2mg 以下
33	溶解性鉄含有量	—	10mg 以下
34	溶解性マンガン含有量	—	10mg 以下
35	クロム含有量	—	2mg 以下
36	大腸菌数	—	1 mLにつき日間平均800CFU 以下
37	磷含有量	<0.06	16mg (日間平均8mg) 以下
38	ダイオキシン類	—	10pg-TEQ/L 以下

[法第15条の2の3 第2項]

水 質 検 査 結 果 [管 理 型 処 分 場]
(対象期間 : 2025年度4月)

水質区分		放 流 水 （ Bー余水処理装置 ）			
採取場所の略称		放 流 監 視 槽		基準値 (1リットルにつき)	
採取年月日		年 月 日			
測定結果が得られた日		年 月 日			
1	アルキル水銀化合物	—		検出されないこと	
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—		0.005mg 以下	
3	カドミウム及びその化合物	—		0.03mg 以下	
4	鉛及びその化合物	—		0.1mg 以下	
5	有機燐化合物	—		1mg 以下	
6	六価クロム化合物	—		0.5mg 以下	
7	砒素及びその化合物	—		0.1mg 以下	
8	シアン化合物	—		1mg 以下	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	放 流 実 績 な し		0.003mg 以下	
10	トリクロロエチレン			0.1mg 以下	
11	テトラクロロエチレン			0.1mg 以下	
12	ジクロロメタン			0.2mg 以下	
13	四塩化炭素			0.02mg 以下	
14	1・2－ジクロロエタン			0.04mg 以下	
15	1・1－ジクロロエチレン			1mg 以下	
16	シス－1・2－ジクロロエチレン			0.4mg 以下	
17	1・1・1－トリクロロエタン			3mg 以下	
18	1・1・2－トリクロロエタン			0.06mg 以下	
19	1・3－ジクロロプロペン			0.02mg 以下	
20	チウラム			0.06mg 以下	
21	シマジン	—		0.03mg 以下	
22	チオベンカルブ	—		0.2mg 以下	
23	ベンゼン	—		0.1mg 以下	
24	セレン及びその化合物	—		0.1mg 以下	
25	1． 4－ジオキサン	—		0.5mg 以下	
26	ほう素及びその化合物	—		230mg 以下	
27	ふっ素及びその化合物	—		15mg 以下	
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—		合計量200mg 以下	
29	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	—		5mg（鉱油類）	以下
				30mg（動植物油脂類）	以下
30	フェノール類含有量	—		5mg 以下	
31	銅含有量	—		3mg 以下	
32	亜鉛含有量	—		2mg 以下	
33	溶解性鉄含有量	—		10mg 以下	
34	溶解性マンガン含有量	—		10mg 以下	
35	クロム含有量	—		2mg 以下	
36	大腸菌数	—		1 mLにつき日間平均800CFU 以下	
37	燐含有量	—		16mg（日間平均8mg） 以下	
38	ダイオキシン類	—		10pg-TEQ/L 以下	

[法第15条の2の3 第2項]

水 質 検 査 結 果 [管 理 型 処 分 場]

(対象期間 : 2025年度4月)

水質区分		地 下 水 等 (周 辺 海 域)			
採取場所の略称		NO. 1	NO. 2	NO. 7	基準値 (廃止基準) (1リットルにつき)
採取年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
測定結果が得られた日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
1	アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと
2	総水銀	—	—	—	0.0005mg 以下
3	カドミウム	—	測定実績なし	—	0.003mg 以下
4	鉛	—		—	0.01mg 以下
5	六価クロム	—		—	0.05mg 以下
6	砒素	—		—	0.01mg 以下
7	全シアン	—		—	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—		—	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	—		—	0.01mg 以下
10	テトラクロロエチレン	—		—	0.01mg 以下
11	ジクロロメタン	—		—	0.02mg 以下
12	四塩化炭素	—	—	—	0.002mg 以下
13	1・2－ジクロロエタン	—	—	—	0.004mg 以下
14	1・1－ジクロロエチレン	—	—	—	0.1mg 以下
15	1・2－ジクロロエチレン	—	—	—	0.04mg 以下
16	1・1・1－トリクロロエタン	—	—	—	1mg 以下
17	1・1・2－トリクロロエタン	—	—	—	0.006mg 以下
18	1・3－ジクロロプロペン	—	—	—	0.002mg 以下
19	チウラム	—	—	—	0.006mg 以下
20	シマジン	—	—	—	0.003mg 以下
21	チオベンカルブ	—	—	—	0.02mg 以下
22	ベンゼン	—	—	—	0.01mg 以下
23	セレン	—	—	—	0.01mg 以下
24	1・4－ジオキサン	—	—	—	0.05mg 以下
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	—	—	0.002mg 以下
26	ダイオキシン類	—	—	—	(pg-TEQ/L)

水質検査サンプル採取場所〔管理型処分場〕